

介護予防 通所リハビリテーション

利用料金（法定代理受領サービスに該当するサービス提供の場合）

（１）利用料及び利用者負担金

ア 通所リハビリテーション利用料（1月あたり）

	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	20,530円	2,053円	4,106円	6,159円
要支援 2	39,990円	3,999円	7,998円	11,997円

イ 付加サービスの利用料（1月につき）

項 目	1割	2割	3割	備 考
若年性認知症利用者受入 加算	60円	120円	180円	個別に担当職員を定めた上で、担当職員を中心にサービスを行った場合
運動器機能向上加算	225円	450円	675円	理学療法士等が介護予防サービス計画の目標達成のために行なう運動器機能向上サービスを実施した場合
栄養アセスメント加算	50円	100円	150円	栄養アセスメントを実施し、相談等に必要に応じて対応を行う。また、情報を提出した場合
栄養改善加算	200円	400円	600円	低栄養状態にある対象者に対し、栄養改善サービスを行った場合 3月以内月、2回限度
口腔・栄養スクリーニング 加算（Ⅰ）※6月ごと	20円	40円	60円	事業所従業員が口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、情報を介護支援専門員へ提供した場合
口腔・栄養スクリーニング 加算（Ⅱ）※6月ごと	5円	10円	15円	口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、情報を介護支援専門員へ提供した場合
選択的サービス 複数実施加算（Ⅰ）	480円	960円	1,440円	運動機能向上、栄養改善サービス及び口腔機能向上プログラムのうち2種類を実施した場合に算定
選択的サービス 複数実施加算（Ⅱ）	700円	1,400円	2,100円	運動機能向上、栄養改善サービス及び口腔機能向上プログラムを実施した場合に算定
科学的介護推進体制加算	40円	80円	120円	利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を提出した場合

サービス提供体制強化加算 (I)				介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合を70%以上又は、勤続10年以上介護福祉士25%以上配置した場合
支援1	88円	176円	264円	
支援2	176円	352円	528円	
長期期間利用の減算				利用開始の属する月から12月を超えて利用した場合
要支援1	▲20円	▲40円	▲60円	
要支援2	▲40円	▲80円	▲120円	

※ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末まで基本報酬に0.1%上乘せする

※ 感染症又は災害発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応として、所定単位数の3.0%を加算する

(2) その他の料金

内容	利用料金
食費（1食あたり）	500円
紙オムツ（持参時の場合は除く）	132円～253円（税込）
尿とりパッド（持参時の場合は除く）	33円～88円（税込）
日用品（1日あたり）	100円



※「紙オムツ・尿とりパッド」「日用品」については別紙の各同意書に明細を記載しております。

※ 令和3年8月より食費が550円に変更予定です。

◆その他

特別行事に係る費用は自己負担となります。教育娯楽費等必要に応じて頂く事があります。

- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。
- ・サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。
- ・契約書第6条に基づくサービス提供の記録の複写は1枚22円（税込）です。

令和3年4月1日現在